

地方振興局設置条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地方振興局設置条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(公印規程の一部改正)

第 1 条 公印規程(昭和 30 年岩手県訓令第 33 号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表(第 2 条関係)				別表(第 2 条関係)					
公 印			管守機関	[略]	公 印			管守機関	[略]
種 類	ひな型	[略]			種 類	ひな型	[略]		
[略]				[略]					
地方振興局長印	○○地方 振興局長	[略]	当該地方振興局 企画総務部長	広域振興局長又 は地方振興局長 の印	○○○○ 振興局長	[略]	当該広域振興局 総務部長又は当 該地方振興局企 画総務部長		
地方振興局部長 等印	○○地方 振興局○ ○○○○長	[略]	当該地方振興局 部長等	広域振興局部長 等又は地方振興 局部長等の印	○○○○ 振興局○ ○○○○長	[略]	当該広域振興局 又は当該地方振 興局の部長等		
地方振興局以外 の出先機関の長 等印	[略]			広域振興局又は 地方振興局以外 の出先機関の長 等印	[略]				
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									
(庁議運営規程の一部改正)									

第 2 条 庁議運営規程(昭和 38 年岩手県訓令第 25 号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(庁議に出席する職員等)		(庁議に出席する職員等)	
第 4 条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。	第 4 条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。	第 4 条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。	第 4 条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 地方振興局長その他の職員でその都度知事が指定するもの	(7) <u>広域振興局及び地方振興局</u> の長その他の職員でその都度知事が指定するもの	(7) <u>広域振興局及び地方振興局</u> の長その他の職員でその都度知事が指定するもの	(7) <u>広域振興局及び地方振興局</u> の長その他の職員でその都度知事が指定するもの
2 [略]	2 [略]	2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			
(気象予警報等事務処理規程の一部改正)			

第 3 条 気象予警報等事務処理規程(昭和 40 年岩手県訓令第 25 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに<u>地方振興局長</u>並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長（以下「関係課長等」という。）、医療局管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局<u>総務課総括課長</u>に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び地方振興局長に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。ただし、火山現象に関する情報のうち、緊急火山情報については、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条第2項に規定する関係者に対しても併せて通知するものとする。</p> <p>2 <u>地方振興局長</u>は、前項の通知を受領したときは、関係出先機関の長に通知するものとする。</p> <p>3 総合防災室長及び<u>地方振興局長</u>は、第1項又は第2項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。</p> <p>4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、総合防災室長及び<u>地方振興局長</u>が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする</p> <p>(気象予警報等受領担当者)</p> <p>第5条 総合防災室長、<u>地方振興局長</u>、第3条第1項の通知等を受ける本庁の関係課長等並びに第3条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、本庁の関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては<u>地方振興局長</u>に通知するものとする。</p> <p>(所属長等に対する報告)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票（様式）を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、<u>地方振興局</u>の当直員にあつては<u>地方振興局長</u>に報告するものとする。</p>	<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）の長並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長（以下「関係課長等」という。）、医療局管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局<u>教育企画室長</u>に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び地方振興局長に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。ただし、火山現象に関する情報のうち、緊急火山情報については、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条第2項に規定する関係者に対しても併せて通知するものとする。</p> <p>2 <u>広域振興局等の長</u>は、前項の通知を受領したときは、関係出先機関の長に通知するものとする。</p> <p>3 総合防災室長及び<u>広域振興局等の長</u>は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。</p> <p>4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、総合防災室長及び<u>広域振興局等の長</u>が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする</p> <p>(気象予警報等受領担当者)</p> <p>第5条 総合防災室長、<u>広域振興局等の長</u>、第3条第1項の通知等を受ける本庁の関係課長等及び第3条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、本庁の関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては<u>広域振興局等の長</u>に通知するものとする。</p> <p>(所属長等に対する報告)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票（様式）を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、<u>広域振興局等の長</u>の当直員にあつては<u>広域振興局等の長</u>に報告するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(許認可等標準処理日数規程の一部改正)</p> <p>第4条 許認可等標準処理日数規程（昭和41年岩手県訓令第15号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(標準処理日数)</p> <p>第2条 許認可等に係る事務の主管の部局等の長及び出納局長（以下「主管部局長」という。）は、当該事務の標準処理日数を定め、許認可等標準処理日数一覧表（別紙様式）（以下「一覧表」という。）を作成するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 総務部長は、各部局において作成した一覧表を、本庁においては行政情報センターに、地方振興局においては行政情報サブセンターに備え付けるものとする。</p>	<p>(標準処理日数)</p> <p>第2条 許認可等に係る事務の主管の部局等の長及び出納局長（以下「主管部局長」という。）は、当該事務の標準処理日数を定め、許認可等標準処理日数一覧表（別紙様式）（以下「一覧表」という。）を作成するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 総務部長は、各部局において作成した一覧表を、本庁においては行政情報センターに、<u>広域振興局及び地方振興局</u>においては行政情報サブセンターに備え付けるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県営住宅監理員規程の一部改正)

第5条 県営住宅監理員規程（昭和47年岩手県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県営住宅監理員)</p> <p>第2条 県営住宅監理員は、<u>地方振興局土木部</u>の県営住宅の管理に関する事務を担当する課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者のほか、必要があると認める場合には、<u>地方振興局土木部</u>に勤務する吏員のうちから、県営住宅監理員を命ずることがある。</p>	<p>(県営住宅監理員)</p> <p>第2条 県営住宅監理員は、<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部</u>の県営住宅の管理に関する事務を担当する課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者のほか、必要があると認める場合には、<u>同項の土木部</u>に勤務する吏員のうちから、県営住宅監理員を命ずることがある。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(物品調達審議委員会規程の一部改正)

第6条 物品調達審議委員会規程（昭和47年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 用品調達基金の効率的な運用及び物品の適正かつ効率的な調達を確保するため、本庁及び<u>各地方振興局</u>が所管するそれぞれの区域（以下「所管区域」という。）に物品調達審議委員会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあっては出納局総務課総括課長、地方審議会にあっては地方振興局企画総務部管理主幹をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては予算調製課総括課長、管財課総括課長、出納課総括課長及び出納局総務課管理担当課長を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 用品調達基金の効率的な運用及び物品の適正かつ効率的な調達を確保するため、本庁及び<u>広域振興局等（広域振興局又は地方振興局をいう。以下同じ。）</u>が所管するそれぞれの区域（以下「所管区域」という。）に物品調達審議委員会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあっては出納局総務課総括課長、地方審議会にあっては<u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては予算調製課総括課長、管財課総括課長、出納課総括課長及び出納局総務課管理担当課長を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公</p>

<p>所をいう。)の職員で、<u>地方振興局</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から地方振興局企画総務部長が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本庁審議会の庶務は出納局総務課において、地方審議会の庶務は地方振興局企画総務部において処理する。</p>	<p>所をいう。)の職員で、<u>広域振興局等</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から<u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部長</u>が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本庁審議会の庶務は出納局総務課において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(卸売市場検査規程の一部改正)</p> <p>第7条 卸売市場検査規程(昭和49年岩手県訓令第21号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(検査員)</p> <p>第5条 検査は、知事又は<u>地方振興局長</u>の命ずる吏員(以下「検査員」という。)に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない吏員を検査員の指揮下に補助員としてその検査に従事させることがある。</p> <p>(検査終了後の措置)</p> <p>第12条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査報告書を<u>知事又は地方振興局長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">( <u>地方振興局長</u> )</p> <p>[略]</p>	<p>(検査員)</p> <p>第5条 検査は、知事又は<u>広域振興局長若しくは地方振興局長</u>(以下「知事等」という。)の命ずる吏員(以下「検査員」という。)に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない吏員を検査員の指揮下に補助員としてその検査に従事させることがある。</p> <p>(検査終了後の措置)</p> <p>第12条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査報告書を<u>知事等</u>に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">( <u>振興局長</u> )</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(プロジェクト・チーム規程の一部改正)</p> <p>第8条 プロジェクト・チーム規程(平成11年岩手県訓令第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>本則(第2条を除く。)中「地方振興局」を「広域振興局等」に改める。</p>	

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等及び出納局をいう。</p> <p>(2) 課等 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する室、課及び所をいう。</p>

<p>(プロジェクト・チーム)</p>	<p>(3) <u>広域振興局等</u> <u>広域振興局及び地方振興局</u>をいう。  (4) <u>部等</u> <u>広域振興局等の部及び所</u>をいう。  (5) <u>部局長等</u> <u>部局又は広域振興局若しくは地方振興局の長</u>をいう。  (プロジェクト・チーム)</p>
<p>第2条 県の行政に関する重要な事項で、<u>岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局（以下「部局」という。）並びに室及び課（以下「課等」という。以下同じ。）並びに同規則第3章第2節に規定する地方振興局（以下「地方振興局」という。）並びに部及び所（以下「部等」という。）のうち2以上の部局若しくは1の部局の2以上の課等又は2以上の地方振興局若しくは1の地方振興局内の2以上の部等</u>に関係し、現行の組織で処理することが適当でないと認められる事務であって短期間に解決することを要するものを行わせるため、プロジェクト・チームを置くことがある。</p> <p>2 <u>部局長又は地方振興局長（以下「部局長等」という。）</u>は、前項に規定するプロジェクト・チームで当該部局内の2以上の課等又は当該<u>地方振興局</u>内の2以上の部等に関するものを置くことができる。</p>	<p>第2条 県の行政に関する重要な事項で、2以上の部局若しくは1の部局の2以上の課等又は2以上の<u>広域振興局等</u>若しくは1の<u>広域振興局等</u>内の2以上の部等に関係し、現行の組織で処理することが適当でないと認められる事務であって短期間に解決することを要するものを行わせるため、プロジェクト・チームを置くことがある。</p> <p>2 部局長等は、前項に規定するプロジェクト・チームで当該部局内の2以上の課等又は当該<u>広域振興局等</u>内の2以上の部等に関するものを置くことができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(県有林経営規程の一部改正)

第9条 県有林経営規程（平成14年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業計画)</p> <p>第43条 地方振興局長（以下「局長」という。）は、経営計画に基づき、収穫、造林、林道その他必要な事項について、毎年、事業計画を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。</p>	<p>(事業計画)</p> <p>第43条 <u>広域振興局長及び地方振興局長</u>（以下「局長」という。）は、経営計画に基づき、収穫、造林、林道その他必要な事項について、毎年、事業計画を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。